

科目等履修生について

藍野大学では、科目等履修生として開講科目の一部を履修し、単位を取得することができます。(演習・実習科目を除く) 以下に、科目等履修生規定を掲載しますので参考にしてください。なお、入学の手続き、学費等については事務局教務課までお問合せください。

藍野大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第40条第2項に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 科目等履修生として入学することの出来る者は、学則第22条に規定する入学資格を有する者とする。

(手続き)

第3条 科目等履修を志望する者は、次の各号に定める書類に別表に定める科目等履修生検定料を添えて、当該授業科目が開講される3週間前までに提出しなければならない。

- 一 入学願書(本学所定のもの)
- 二 履歴書
- 三 入学資格を有することの証明書(卒業証明書、成績証明書など)
- 四 健康診断書
- 五 3ヶ月以内に撮影した写真

(選考)

第4条 科目等履修生の選考は、書類審査・面接その他の方法によって審査し、教授会の議を経て決定する。

(入学の時期)

第5条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の初めとし、履修期間は学年又は学期の初めから当該学年度末までとする。

- 2 前項の期間を超えて引き続き科目等履修を希望する場合は、在学期間延長願により学長に願い出て許可を得なければならない。

(履修科目の制限)

第6条 履修できる授業科目は、毎学期10科目以内とする。ただし、演習、実習及び実験の科目の履修は認めない。

(試験及び単位)

第7条 履修した授業科目について、試験を受け合格した者には所定の単位を与える。

2 単位を授与された者に対し、本人の請求により単位取得証明書を交付する。

(授業料等)

第 8 条 科目等履修を許可された者は、学費取扱規程に定める科目等履修生授業料及び登録料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 既納の授業料及び登録料は返還しない。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は教授会において定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 8 日から施行する。